

山形のうまいもの創造支援事業実施要綱

第1 目的

本県の優れた農林水産物や地域資源等を活用した商品開発やサービス等の継続的な創出により、農林水産業を起点とする新たな食産業の振興を図るため、農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械導入等を支援するため、山形のうまいもの創造支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- (2) 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織

第3 プロジェクト計画書

- 1 本事業を実施しようとする者は、農林水産部長が別に定めるところにより、事業実施主体の自らの6次産業化の取組みに係るプロジェクト計画書を作成するものとする。
- 2 1によりプロジェクト計画書を作成した者は、プロジェクト計画書に記載された取組みに従い、事業を実施する地区の市町村（地区の範囲が2以上の区域にわたる場合は、原則としてその範囲に占める割合が最も大きい市町村とする。以下「事業実施地区の市町村」という。）の長に当該プロジェクト計画書を提出するものとする。
- 3 市町村の長は、2により提出を受けたプロジェクト計画書について、山形地域資源活用・地域連携サポートセンターと連携し、内容の向上を図るものとする。
- 4 市町村の長は、農林水産部長が別に定めるところにより、3のプロジェクト計画書を知事に提出するものとする。ただし、3のプロジェクト計画書は、必要な指導及び調整を行い、目標その他の内容が適正であると判断したものに、市町村の意見書を付して提出するものとする。

第4 プロジェクト審査会

- 1 知事は、プロジェクト審査会（以下「審査会」という。）を開催のうえ、審査会による審査の結果を踏まえ、プロジェクトの採否を決定するものとする。この場合において、必要と認めるときは、審査会に先立ち、当該プロジェクトに係る市町村ほか関係団体等から意見を聴取することができるものとする。
- 2 審査会は、農林水産部に事務局を置くものとする。
- 3 審査会は、第3の4により提出されたプロジェクト計画書を、産出額の拡大、雇用の創出、創意工夫性、実現性及び地域への波及効果等を考慮し審査するものとする。
- 4 審査会は、7名以内の審査委員で構成し、審査委員は農林水産部長が委嘱するものとする。
- 5 2及び3に定めるもののほか、プロジェクトの審査その他審査会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第5 プロジェクトの採択

- 1 知事は、第4の1によりプロジェクトの採否を決定したときは、農林水産部長が別に定めるところにより、プロジェクト計画書の提出を行った市町村の長にその旨を通知するものとする。
- 2 1により通知を受けた市町村の長は、プロジェクト計画書を作成した者にその旨

を通知するものとする。

- 3 採択されたプロジェクトの変更は、農林水産部長が別に定める場合を除き、内容を変更することができないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりプロジェクトに従った事業を実施することができないときは、この限りでない。
- 4 知事は、3によりプロジェクトの変更を承認したときは、2に準じ市町村の長にその旨を通知する。この場合において、変更の承認は、第4の2に規定する審査の視点を踏まえたうえで行うものとし、第3及び第5の3の規定はプロジェクトの変更について準用する。

第6 事業の実施

- 1 第5の1によりプロジェクトの採択を受けた者は、プロジェクト計画書の内容を踏まえ、農林水産部長が別に定めるところにより事業実施計画を定めるものとする。
- 2 1により事業実施計画を定めた者は、事業実施地区の市町村の長に当該事業実施計画書を提出するものとする。
- 3 市町村の長は、農林水産部長が別に定めるところにより、2により提出を受けた事業実施計画書を知事に提出するものとする。ただし、2により提出を受けた事業実施計画書は、必要な指導及び調整を行い、当該事業実施計画が妥当と認められるものを提出するものとする。
- 4 知事は、採択されたプロジェクトとの整合性を審査のうえ、提出された事業実施計画書が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業実施計画の承認を行うものとする。
 - (1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、プロジェクトの目標の実現に直接的に資するものであること。
 - (2) プロジェクトの目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
 - (3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
 - (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、農林水産部長が別に定める基準を満たしていること。
- 5 知事は、4により事業実施計画の承認を行ったときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該事業実施計画書の提出を行った市町村の長にその旨を通知するものとする。
- 6 5により通知を受けた市町村の長は、事業実施計画を定めた者にその旨を通知するものとする。
- 7 事業実施計画の重要な変更がある場合は、1から6までに準じて行うものとする。

第7 事業の報告及び評価

- 1 事業実施主体は、毎年度、農林水産部長が別に定めるところにより、報告書を作成するものとする。
- 2 1により報告書を作成した事業実施主体は、農林水産部長が別に定めるところにより、事業実施地区の市町村の長に当該報告書を提出するものとする。
- 3 市町村の長は、2により提出を受けた報告書について、農林水産部長が定めるところにより、意見書を付して知事に提出するものとする。
- 4 知事は、3により報告書の提出を受けたときは、第5の1により採択したプロジェクトに照らして、事業の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、報告書の提出を行った市町村の長及び事業実施主体を指導するものとする。

第8 事業の助言・指導

県は、地域の実態に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、関係機関・団体、市町村と密接な連携を図るとともに、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 助成

知事は、予算の範囲内において、第6の事業の実施に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

第10 関係書類の提出

この要綱に関し、市町村の長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁に提出するものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。